

## 大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大磯町国民健康保険税条例（昭和 34 年大磯町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 44 条の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合における附則第 4 項（附則第 5 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第 4 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、平成 24 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 23 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成 24 年 6 月 1 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄